

平成 27 年 4 月 10 日
国立国会図書館
調査及び立法考査局

信書の送達をめぐる近年の動向について

郵便事業は国の独占事業とされ、信書の送達は明治 6 年以来約 130 年間にわたり政府が独占してきた。平成 15 年、「日本郵政公社法」（平成 14 年法律第 97 号）¹とともに「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成 14 年法律第 99 号。以下「信書便法」という）が施行され、民間事業者の信書送達への参入が可能となった。

一方、参入規制や信書の基準をめぐる議論が続いており、平成 27 年には、信書の送達に係る規制を理由として、ヤマト運輸が信書の送達を目的としない一部の小型運送サービス（メール便。図 1 にいう「非信書」の一部）を 3 月末で取りやめた。本稿では、信書便事業の現況を示すとともに、規制緩和をめぐる近年の議論の経緯を整理する。

1 信書便事業の動向

(1) 信書の定義と分類

現在、「信書」は「郵便法」（昭和 22 年法律第 165 号）第 4 条第 2 項で「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と定義されている²。郵便法第 4 条は、日本郵便株式会社（以下「日本郵便」という）以外の者による信書の送達を禁じている。第 4 条に反して信書の送達を行った利用者・事業者については、同法第 76 条に罰則の規定がある³。信書便法は許可を得た事業者につき第 4 条の適用を除外するものである。

信書便法では、信書の送達に係る事業を「一般信書便事業」と「特定信書便事業」に分けている。前者は軽量・小型の信書便物（長さ 40cm/幅 30cm/厚さ 3cm 以下で重量 250g 以下）を全国均一料金にて全国で引き受け、国内において原則 3 日以内に配達するサービスを提供すること等を条件にすべての信書の取扱いが可能となる事業である⁴。後者は、特定の需要に応えるサービスを提供するものであり、①大きい/重い信書便物を送達する 1 号役務、②差し出された時から 3 時間以内に信書便物を送達する 2 号役務、③付加価値の高い（料金の額が 1,000 円以上）サービスである 3 号役務の 3 つに分類される⁵。（法令につ

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は平成 27 年 4 月 9 日である。

¹ 平成 19 年 10 月 1 日、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 17 年法律第 102 号）の施行に伴い廃止された。

² 他方、「郵便」については法令上定義されていない。一般に「信書の送達並びに信書の送達を取り扱う機関による信書以外のものの送達並びにこれに付属する業務」と解されている。（新井孝雄「郵便事業への民間参入が可能に」『時の法令』1685 号, 2003.3.15, pp.6-28.）

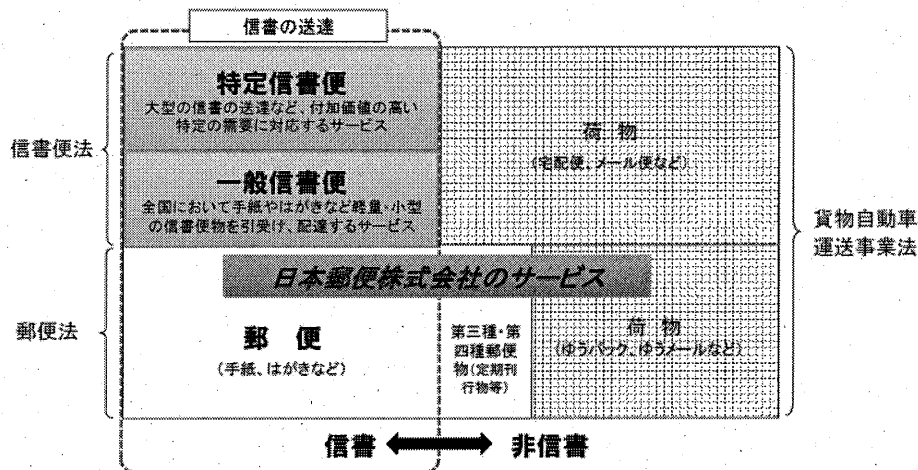
³ 郵便法第 76 条は事業の独占を乱す罪について「第四条の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する」と定めている。

⁴ 総務大臣の許可の基準については信書便法第 9 条及び「民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則」（平成 15 年総務省令第 27 号）第 8 条から第 10 条に規定があり、信書便物の秘密保護、信書便差出箱の設置等に関する基準が定められている。

⁵ 信書便法では以下のように定められている。①「長さ、幅及び厚さの合計が 90 センチメートルを超え、又は重量が 4 キログラムを超える信書便物を送達するもの」、②「信書便物が差し出された時から 3 時間

いては図1を参照)

図1 信書と非信書の区分とその送達に係る法令



(出典) 総務省情報流通行政局郵政行政部「信書便事業について」(規制改革会議第3回創業等ワーキング・グループ資料) 2013.4. <<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/meeting/2013/wg/sogyo/130419/item2-1.pdf>>

信書の送達が国の独占とされていた理由については、実積寿也九州大学助教授(当時)が、郵政省(当時)及び公正取引委員会の見解から①ユニバーサルサービスの要請⁶、②通信の秘密の確保、③全国一体的なネットワークの構築の三点に整理している⁷。信書便法の審議過程においても、一般信書便事業者について「通信の秘密の保護の確保」や「ユニバーサルサービスの確保の観点」から、厳しい条件を付けているとされており⁸、なお規制を必要とする根拠となっている。

(2) 信書便事業への参入の状況

平成15年の制度導入以来、信書便事業への参入事業者は増加しており、また、1号から3号までの役務を合計した引受通数も増加している(平成15年度末に41事業者、約15万通であったが、平成25年度末には412事業者、約1192万通となった⁹。図2参照)。一方、参入事業者は全て特定信書便事業への参入であり、一般信書便事業は参入への障壁が大きいこと、引受通数についても日本郵便の引受郵便物数(近年は減少傾向にあるが平成25年度総引受郵便物数は約186億通¹⁰)からみれば、規模は大きくないことも指摘される。¹¹

以内に当該信書便物を送達するもの、③「その料金の額が1000円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超えるもの」(第2条第7項)

⁶ ユニバーサルサービスとは「国民生活に不可欠なサービスであって、誰でもが利用可能な料金など適切な条件で、全国あまねく安定的な供給の確保を図るべきサービスをいう」(金森久雄ほか編『有斐閣経済辞典 第4版』有斐閣、2002、p.1236)。民間事業者による自由な参入を許した場合、クリームスキミング(収益性の高い部分にサービスを集中し、それ以外を切り捨てること。例えば、大都市部のみへの参入など)が行われる可能性があり、ユニバーサルサービスの維持に対し影響があると考えられる。

⁷ 実積寿也「信書便産業自由化の現状と課題」『経済学研究』71(2・3)、2004.12、p.199。

⁸ 第154回国会衆議院総務委員会議録第25号 平成14年6月27日(佐田玄一郎総務副大臣の答弁)

⁹ 『信書便年報 2014』総務省情報流通行政局郵政行政部、2014、pp.14、17。

¹⁰ 『日本郵政グループディスクロージャー誌 2014』日本郵政グループ、2014、p.43。